

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	市民協働部
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成31年3月28日

意見又は要望とする事項	措置した内容等
<p>3 特定事項 (いわき市高額療養費貸付基金による貸付制度の必要性について)</p> <p>いわき市高額療養費貸付基金は、医療費の患者負担に上限を設けた高額療養費制度が、いったん窓口で患者負担の全額を支払った後に、申請により上限を超えた分の支給を受ける制度であることから、当面の医療費支払いに困窮する者へ貸付けを行うための財源として、昭和59年度に設置されたものである。</p> <p>当該基金の設置以来30年以上が経過しているが、平成19年度から限度額適用認定証の制度 (認定証の提示により窓口での支払金額を患者負担上限額までとするもの) が始まり、当初は入院に限るものであったが、平成24年度からは外来も対象となり、医療費支払に係る患者負担軽減策の拡充と普及が進んでいる。過去10年間の貸付実績を見ると、平成18年度の件数は818件、金額は1億3,101万円であったのに対し、平成28年度2月末現在の件数は14件、金額は339万4千円となっており、件数及び金額ともに大きく減少している状況にある。</p> <p>現在、貸付制度の実質的な利用者は、限度額適用認定証を提示せずに診療を受けた者に限られており、基金設置時とは貸付制度を取り巻く社会情勢や行政需要が変化している。このため、基金の設置目的及びそ</p>	<p>いわき市高額療養費貸付基金の設置目的は「高額な医療費の支払に必要な資金を貸し付けること」でありましたが、平成19年度に「限度額適用認定制度」が創設されて以降、基金による貸付制度の利用者は限度額適用認定制度を利用できないケースのみとなっております。</p> <p>このことから、基金の存在意義、貸付制度の必要性について平成29年度より見直しを含めた検討を行い、限度額適用認定証が利用できないケースであっても現行の貸付制度と同様に活用でき、被保険者及び医療機関の利便性の向上が図られる「高額療養費受領委任払制度」の運用を平成31年4月より開始することとし、平成31年4月1日付けで高額療養費貸付制度を廃止するところです。</p>

の運用状況を踏まえ、貸付制度の必要性についてあらためて検討し、所要の見直しを行う必要があるものとする。

(国保年金課)